第２　優良農地の確保・拡大

第２　優良農地の確保・拡大

１．農業振興地域整備計画について

農業振興地域の整備に関する法律に基づき，農業の健全な発展と国土資源の合理的利用を図るため，市町村は，農業振興地域整備計画を策定することとなっている。この計画はおおむね１０年間にわたり農用地等として利用すべき土地の区域を設定する①農用地利用計画をはじめとし，②農用地等の保全，③農業生産基盤整備，④農業経営の規模拡大，農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進，⑤農業近代化施設整備，⑥農業を担うべき者の育成及び確保のための施設，⑦農業従事者の安定的な就業の促進，⑧生活環境施設整備，などに関する事項を内容とし，市町村における農業振興の基本計画の性格を有している。

農用地利用計画に定められた土地については，農業生産基盤整備，農業近代化事業等農業に関する公共投資，融資事業を優先的に実施し，農業の振興を図ることとしている。

現在（令和５年 12 月 31 日）では，松戸市，流山市，鎌ケ谷市，浦安市を除く５０市町村に農業振興地域を指定し，各市町村は農業振興地域整備計画を策定している（表２－１－（１）～（３））。

その結果，農業振興地域の面積は 398,409haであり，このうち農用地区域面積は 102,506ha となっている。

今後，地域農業の発展を図るには，優良農地等の確保・拡大が基本的条件であるが，都市的土地利用等との総合的な調整を図りつつ，市町村農業振興地域整備計画の見直しを進め，農業振興地域及び農用地区域の確保・拡大を図ることとしている。

（１）農業振興地域整備計画の管理

農業振興地域整備計画の策定によって明らかにされた農業施策の方向に基づき，その定められた農業地域を保全し各種農業施策の計画的実施を推進するとともに，策定後の情勢の変化に対応して適切に見直しを行うことにより，農業振興地域制度の趣旨の達成を図る必要がある。

このため，市町村は基礎調査や定期的な農用地区域内の土地の利用実態等を把握し，自らが定めた農業振興地域整備計画を適正に管理している。市町村は，基礎調査の結果等を踏まえ必要が生じたときに農業振興地域整備計画を変更している。

ア　全体見直し

市町村は,基礎調査の結果や経済事情の変動その他情勢の推移等により必要が生じたときに,農業振興地域整備計画のマスタープラン部分と農用地利用計画部分の全体的な変更を実施する。

令和５年度は，３市町において全体見直しを実施した。

イ　随時変更

農業振興地域整備計画は，計画的に管理されることが重要であることから，その変更は原則として基礎調査の結果を踏まえて行われるものである。ただし，緊急やむを得ず農用地区域内の土地を農用地等以外の用途にするための除外などの必要が生じた場合に，市町村は農用地利用計画部分の変更を実施する。令和５年度は，２９市町において随時変更を実施した。

（２）地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（振興計画）

振興計画は，市町村が定める農業振興地域整備計画を補完するものとして，以下に示す要件を全て満たすとともに，特定の農業者の利益でなく，当該計画に係る区域内の地域の農業振興を図る観点から市町村が定めるものである。

このことから，振興計画において種類，位置及び規模が定められている施設の用に供する土地は，公共性が特に高いものと認められ，また農業的土地利用と非農業的土地利用と総合的な調整が図られているものとして，農用地等とすることが適当な土地には含まれないものとして取り扱われている。

振興計画に位置づけられる施設は，市町村の農業振興地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要なものに限られ，振興計画は以下のすべての要件を満たさなければならない。

○　振興計画策定の要件（規則第 4 条の 5 第 1 項第 27 号）

（ア）農業委員会の意見を聴くこと

（イ）振興計画の案を公告・縦覧（３０日）し，これに対する住民からの意見書提出の機会を付与すること

（ウ）農業の振興が図られているか否かについて定期的に検証する旨を定めること

（エ）妥当な規模を超えないものであること

（オ）農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって，農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること

（カ）効率かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること

（キ）農用地の集団化，農作業の効率化その他その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること

（ク）農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること

（ケ）区画整理，農用地の造成，埋め立て又は干拓の事業の施行区域にある土地にあっては，事業の工事が完了した年度から起算して８年を経過していること

（コ）農地中間管理権の存続期間が満了していること

（サ）振興計画策定の日から５年を超えない日までに施設整備の事業が開始される見込みがあること

（シ）振興計画に定める施設を整備するに際して行政庁による許認可等の処分が必要な場合には，これらの処分がされていること又はこれらの処分がされる見込みであること

（ス）土地改良事業等を実施中の地区が含まれている場合には，事業の実施に支障のないよう事業実施主体とあらかじめ調整し同意を得ること

※　適正な運用を図るため，平成１９年に（イ）の要件が，平成２１年に（ウ），（カ）及び（ケ）の要件が，平成２９年に（コ）の要件が追加された。

（３）農業振興地域整備計画の変更について

ア　市町村農業振興地域整備計画の変更上の留意点

市町村農業振興地域整備計画は，自然的，経済的及び社会的諸条件を考慮し，かつ，地域農業者，農業協同組合，土地改良区等関係諸団体との調整を経て長期的観点から農業を振興

するための総合的基本計画として定められたものであるから，その変更には，十分慎重を期す必要のあることはいうまでもないが，計画策定後に生ずる情勢の変化等によってやむを得ず変更を行う場合には，市町村農業振興地域整備計画策定の趣旨に反することのないようにするものとされる。この場合，特に農用地区域内の土地を農用地以外の用途に供するため農用地利用計画を変更するときには次の要件のすべてを満たすときにのみ行うことができるものとされ，公用公共用施設の用地として利用するための計画変更の場合にも次の要件を満たすよう努めるものとされている。

○　農用地利用計画変更の要件（法第 13 条第 2 項各号）

（ア）農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって，農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること

（イ）農用地区域内における農用地の集団化，農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること

（ウ）効率かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること

（エ）農用地等の保全上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること

（オ）農業用排水施設の新設又は変更，農用地の造成工事等の土地改良事業等が完了した翌年度から起算して８年を経過していること

※市町村農業振興地域整備計画の変更事務フロー図（図２－１－（４），図２－１－（５））

イ　県土地利用対策連絡会について

「優良農地確保対策推進要綱」に基づき県農林水産部内に「土地利用対策連絡会」を設け，市町村農業振興地域整備計画に関すること等の協議を行っている。

＜表２－１－（１）　市町村別農地等面積＞

単位:ha

地域	市町村	行政区域内 農地面積		市街化区域内 農地面積		農用地区域 面積	
千葉	千葉市	4,118	(4,239)	187	(204)	2,081	(2,083)
	習志野市	107	(109)	54	(23)	35	(61)
	市原市	6,451	(6,740)	145	(155)	3,819	(3,819)
	八千代市	1,236	(1,247)	70	(78)	1,012	(1,012)
	小計	11,913	(12,336)	457	(461)	6,947	(6,975)
東葛飾	市川市	592	(601)	125	(132)	139	(142)
	船橋市	1,147	(1,165)	222	(237)	534	(534)
	松戸市	638	(653)	164	(179)	―	(－)
	野田市	2,858	(2,889)	97	(110)	1,412	(1,413)
	柏市	2,791	(2,809)	264	(275)	1,715	(1,715)
	流山市	493	(503)	119	(128)	―	(－)
	我孫子市	1,291	(1,294)	61	(63)	1,028	(1,029)
	鎌ケ谷市	450	(457)	75	(85)	―	(－)
	浦安市	－	(－)	－	(－)	―	(－)
	小計	10,260	(10,371)	1,128	(1,210)	4,829	(4,832)
印旛	成田市	7,577	(7,596)	76	(80)	6,285	(6,328)
	佐倉市	3,112	(3,123)	29	(32)	1,982	(1,996)
	四街道市	749	(754)	33	(36)	313	(313)
	八街市	3,517	(3,529)	－	(－)	2,162	(2,163)
	印西市	4,772	(4,784)	16	(16)	3,107	(3,105)
	白井市	1,255	(1,258)	45	(46)	814	(815)
	富里市	2,553	(2,558)	33	(35)	2,078	(2,077)
	酒々井町	560	(565)	16	(17)	239	(212)
	栄町	1,459	(1,459)	5	(5)	1,294	(1,294)
	小計	25,553	(25,625)	254	(266)	18,274	(18,304)
香取	香取市	11,960	(11,973)	－	(－)	9,820	(9,814)
	神崎町	845	(856)	－	(－)	714	(714)
	多古町	3,318	(3,357)	－	(－)	2,782	(2,779)
	東庄町	2,183	(2,185)	－	(－)	1,911	(1,912)
	小計	18,306	(18,371)	－	(－)	15,227	(15,219)
海匝	銚子市	2,936	(2,938)	－	(－)	2,125	(2,125)
	旭市	7,086	(7,117)	－	(－)	6,409	(6,409)
	匝瑳市	5,597	(5,606)	－	(－)	4,882	(4,884)
	小計	15,619	(15,661)	－	(－)	13,416	(13,417)
山武	東金市	3,673	(3,684)	－	(－)	3,026	(3,026)
	山武市	6,020	(6,053)	－	(－)	5,125	(5,124)
	大網白里市	2,516	(2,523)	24	(25)	1,888	(1,898)
	九十九里町	1,062	(1,063)	－	(－)	877	(877)
	芝山町	1,432	(1,488)	－	(－)	1,291	(1,291)
	横芝光町	3,405	(3,412)	－	(－)	2,890	(2,890)
	小計	18,108	(18,224)	24	(25)	15,096	(15,105)

単位:ha

地域	市町村	行政区域内 農地面積	市街化区域内 農地面積	農用地区域 面積
長生	茂原市	3,565 (3,565)	- (-)	2,773 (2,773)
	一宮町	762 (762)	- (-)	558 (558)
	睦沢町	897 (897)	- (-)	695 (695)
	長生村	1,405 (1,405)	- (-)	1,195 (1,195)
	白子町	1,433 (1,433)	- (-)	1,213 (1,213)
	長柄町	1,174 (1,174)	- (-)	662 (665)
	長南町	1,697 (1,697)	- (-)	926 (926)
	小計	10,932 (10,932)	- (-)	8,021 (8,024)
夷隅	勝浦市	1,459 (1,459)	- (-)	1,125 (1,118)
	いすみ市	4,448 (4,448)	- (-)	2,902 (2,902)
	大多喜町	1,606 (1,606)	- (-)	1,275 (1,267)
	御宿町	372 (372)	- (-)	199 (199)
	小計	7,886 (7,886)	- (-)	5,502 (5,495)
安房	館山市	2,304 (2,304)	- (-)	1,317 (1,317)
	鴨川市	2,932 (2,932)	- (-)	2,303 (2,303)
	南房総市	4,956 (4,956)	- (-)	3,174 (3,170)
	鋸南町	716 (716)	- (-)	472 (472)
	小計	10,907 (10,907)	- (-)	7,266 (7,262)
君津	木更津市	3,110 (3,110)	130 (130)	1,515 (1,515)
	君津市	3,931 (3,931)	30 (30)	2,451 (2,450)
	富津市	3,094 (3,094)	62 (62)	1,647 (1,647)
	袖ケ浦市	2,885 (2,885)	43 (43)	2,318 (2,317)
	小計	13,021 (13,021)	266 (266)	7,930 (7,930)
総計		143,655 (143,655)	2,239 (2,239)	102,506 (102,562)

（注） 1　行政区域内農地面積及び市街化区域内農地面積は，総務部市町村課「固定資産概要調書第２表」（令和5年1月1日現在）による。

2　市街化区域内農地面積は，生産緑地を含む面積である。

3　農用地区域面積は，農林水産部農地・農村振興課「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査」（令和5年12月31日現在）による。

4　（ ）内の数値は，前年度実績である。

5　当該市町村に市街化区域・農用地区域がない場合，面積は「-」と表示している。

6　端数処理により，市町村の計と合計の値は異なることがある。

＜表２－１－（２）　農業振興地域の面積＞

（令和5年12月31日現在　単位:ha）

農業事務所	市町村	農業振興地域	総面積	農用地					混牧林地	農業用施設用地	混牧林地以外の山林原野	その他
				農地			採草放牧地	計				
				田	畑	樹園地						
千葉	千葉市	千葉	13,636.6	1,235.9	3,039.2	97.6	0.0	4,372.7	0.0	38.3	4,066.6	5,159.0
	習志野市	習志野	130.0	2.4	54.7	0.0	0.0	57.1	0.0	0.0	0.1	72.8
	市原市	市原	26,584.3	4,056.1	1,868.4	173.9	128.3	6,226.7	0.0	58.7	14,810.6	5,488.3
	八千代市	八千代	2,757.4	551.0	485.9	64.8	68.7	1,170.4	0.0	2.2	656.2	928.6
	小計		43,108.3	5,845.4	5,448.2	336.3	197.0	11,826.9	0.0	99.2	19,533.5	11,648.7
東葛飾	市川市	市川	385.7	0.4	25.0	149.8	0.0	175.2	0.0	1.1	39.4	170.0
	船橋市	船橋	1,609.9	165.3	332.2	107.7	0.0	605.2	0.0	4.2	245.7	754.8
	松戸市	－	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	野田市	野田	7,549.0	1,349.6	1,692.2	0.0	2.5	3,044.3	0.0	8.3	198.5	4,297.9
	柏市	柏	5,773.0	1,477.1	1,021.6	105.0	0.0	2,603.7	0.0	0.6	687.1	2,481.6
	流山市	－	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	我孫子市	我孫子	2,645.7	938.5	295.9	9.0	0.0	1,243.4	0.0	0.7	134.5	1,267.1
	鎌ケ谷市	－	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	浦安市	－	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	小計		17,963.3	3,930.9	3,366.9	371.5	2.5	7,671.8	0.0	14.9	1,305.2	8,971.4
印旛	成田市	成田	17,999.2	4,780.0	3,127.3	79.9	49.4	8,036.6	0.0	34.8	4,242.7	5,685.1
	佐倉市	佐倉	7,944.7	1,755.1	1,211.0	21.0	21.1	3,008.2	0.0	9.4	2,165.4	2,761.7
	四街道市	四街道	2,204.9	272.9	472.7	16.9	0.0	762.5	0.0	2.5	502.0	937.9
	八街市	八街	6,894.0	229.9	3,361.7	70.1	11.8	3,673.5	0.0	18.7	1,168.0	2,033.8
	印西市	印西	10,096.3	3,391.0	1,551.8	16.0	4.0	4,962.8	0.0	5.1	2,002.3	3,126.1
	白井市	白井	2,703.0	393.4	606.2	292.1	0.0	1,291.7	0.0	6.4	429.3	975.6
	富里市	富里	4,910.9	266.3	2,289.3	0.0	0.0	2,555.6	0.0	19.1	769.5	1,566.7
	酒々井町	酒々井	1,534.0	330.6	223.3	0.0	0.0	553.9	0.0	0.0	363.0	617.1
	栄町	栄	2,795.8	1,253.1	221.9	0.0	0.0	1,475.0	0.0	1.0	234.0	1,085.8
	小計		57,082.8	12,672.3	13,065.2	496.0	86.3	26,319.8	0.0	97.0	11,876.2	18,789.8
香取	香取市	香取	25,185.5	8,161.3	3,883.7	44.5	0.0	12,089.5	0.0	154.6	5,203.7	7,737.7
	神崎町	神崎	1,890.0	679.4	176.2	1.0	0.0	856.6	0.0	4.0	412.1	617.3
	多古町	多古	6,696.0	1,794.4	1,562.2	0.0	0.0	3,356.6	0.0	18.0	1,797.8	1,523.6
	東庄町	東庄	4,229.1	1,371.7	737.5	0.0	0.0	2,109.2	0.0	34.6	712.6	1,372.7
	小計		38,000.6	12,006.8	6,359.6	45.5	0.0	18,411.9	0.0	211.2	8,126.2	11,251.3
海匝	銚子市	銚子	6,868.6	790.4	1,559.3	3.0	0.0	2,352.7	0.0	36.7	1,334.2	3,145.0
	旭市	旭	12,432.0	4,001.0	2,845.2	17.0	0.3	6,863.5	0.0	201.2	1,630.9	3,736.4
	匝瑳市	匝瑳	9,796.9	3,624.1	2,251.6	0.0	0.0	5,875.7	0.0	75.0	1,217.0	2,629.2
	小計		29,097.5	8,415.5	6,656.1	20.0	0.3	15,091.9	0.0	312.9	4,182.1	9,510.6

（令和5年12月31日現在　単位:ha）

農業事務所	市町村	農業振興地域	総面積	農用地					混牧林地	農業用施設用地	混牧林地以外の山林原野	その他
				農地			採草放牧地	計				
				田	畑	樹園地						
山武	東金市	東金	7,846.5	2,700.3	1,250.1	19.0	0.0	3,969.4	0.0	8.2	1,125.4	2,743.5
	山武市	山武	13,807.0	3,306.8	2,847.4	25.5	0.0	6,179.7	0.0	15.9	3,069.4	4,542.0
	大網白里市	大網白里	5,004.0	1,674.6	877.5	0.0	0.0	2,552.1	0.0	2.3	556.0	1,893.6
	九十九里町	九十九里	1,790.0	680.3	360.6	0.0	0.0	1,040.9	0.0	23.4	63.7	662.0
	芝山町	芝山	3,958.2	736.2	890.9	15.0	0.0	1,642.1	0.0	2.6	928.0	1,385.5
	横芝光町	横芝光	5,725.6	2,358.2	1,129.8	9.0	0.0	3,497.0	0.0	16.2	91.9	2,120.5
	小計		38,131.3	11,456.4	7,356.3	68.5	0.0	18,881.2	0.0	68.6	5,834.4	13,347.1
長生	茂原市	茂原	8,412.0	2,473.0	1,313.0	0.0	0.0	3,786.0	0.0	27.0	1,639.0	2,960.0
	一宮町	一宮	2,130.2	438.8	268.9	37.4	0.0	745.1	0.0	24.1	611.0	750.0
	睦沢町	睦沢	3,558.4	747.8	308.3	0.0	29.1	1,085.2	0.0	12.6	1,129.0	1,331.6
	長生村	長生	2,362.8	963.7	498.2	6.1	0.0	1,468.0	0.0	4.0	257.5	633.3
	白子町	白子	2,488.7	876.3	571.4	0.0	0.0	1,447.7	0.0	21.2	131.0	888.8
	長柄町	長柄	4,486.3	656.1	212.6	50.5	34.0	953.2	0.0	1.0	1,921.9	1,610.2
	長南町	長南	6,518.8	1,115.2	284.6	14.0	22.0	1,435.8	0.0	3.0	2,469.9	2,610.1
	小計		29,957.2	7,270.9	3,457.0	108.0	85.1	10,921.0	0.0	92.9	8,159.3	10,784.0
夷隅	勝浦市	勝浦	7,481.7	1,011.9	427.9	22.2	3.1	1,465.1	0.0	8.0	2,968.8	3,039.8
	いすみ市	夷隅	4,443.2	1,300.3	158.6	9.4	46.7	1,515.0	0.0	9.9	1,921.5	996.8
	いすみ市	大原	6,241.0	1,245.7	312.3	14.0	4.2	1,576.2	0.0	0.2	2,965.8	1,698.8
	いすみ市	岬	4,541.6	1,090.8	126.9	57.2	0.0	1,274.9	0.0	2.5	1,431.9	1,832.3
	大多喜町	大多喜	10,900.8	1,037.4	197.9	303.0	32.0	1,570.3	0.0	7.8	7,051.9	2,270.8
	御宿町	御宿	2,473.8	223.4	73.4	11.0	34.0	341.8	18.0	0.0	1,192.0	922.0
	小計		36,082.1	5,909.5	1,297.0	416.8	120.0	7,743.3	18.0	28.4	17,531.9	10,760.5
安房	館山市	館山	9,921.8	1,353.7	768.1	70.0	0.0	2,191.8	0.0	115.4	2,773.9	4,840.7
	鴨川市	鴨川	18,618.8	2,221.0	543.2	0.0	0.0	2,764.2	0.0	5.0	9,719.0	6,130.6
	南房総市	南房総	22,274.5	3,045.4	1,385.5	219.0	13.0	4,662.9	0.0	22.8	7,890.3	9,698.5
	鋸南町	鋸南	4,514.5	433.6	194.6	0.9	0.0	629.1	0.0	0.0	2,737.2	1,148.2
	小計		55,329.6	7,053.7	2,891.4	289.9	13.0	10,248.0	0.0	143.2	23,120.4	21,818.0
君津	木更津市	木更津	9,999.0	2,327.4	652.6	118.0	30.4	3,128.4	0.0	7.8	4,153.3	2,709.5
	君津市	君津	19,725.3	2,729.3	445.8	108.0	37.0	3,320.1	0.0	13.1	13,702.1	2,690.0
	富津市	富津	16,623.7	1,814.7	294.6	52.6	55.8	2,217.7	0.0	6.4	10,480.0	3,919.6
	袖ケ浦市	袖ケ浦	7,308.7	1,930.4	1,197.4	9.0	44.0	3,180.8	0.0	14.9	1,804.4	2,308.6
	小計		53,656.7	8,801.8	2,590.4	287.6	167.2	11,847.0	0.0	42.2	30,139.8	11,627.7
合計			398,409.4	83,363.2	52,488.1	2,440.1	671.4	138,962.8	18.0	1,110.5	129,809.0	128,509.1
R4・12・31時点			398,314.6	83,331.6	52,539.4	2,443.2	671.6	138,985.8	18.0	1,106.1	129,802.9	128,401.8
増減			94.8	31.6	▲ 51.3	▲ 3.1	▲ 0.2	▲ 23.0	0.0	4.4	6.1	107.3

（注）農林水産部農地・農村振興課「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調査」による。

＜表２－１－（３）　農用地区域の面積＞

（令和5年12月31日現在　単位:ha）

農業事務所	市町村	農業振興地域	総面積	農用地					混牧林地	農業用施設用地	混牧林地以外の山林原野	その他
				農地			採草放牧地	計				
				田	畑	樹園地						
千葉	千葉市	千葉	2,081.0	808.4	1,022.6	20.6	0.0	1,851.6	0.0	24.3	205.1	0.0
	習志野市	習志野	35.0	0.9	34.1	0.0	0.0	35.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	市原市	市原	3,819.0	2,829.0	576.8	49.4	122.1	3,577.3	0.0	58.4	183.3	0.0
	八千代市	八千代	1,011.5	518.7	356.5	59.2	55.6	990.0	0.0	2.2	19.3	0.0
	小計		6,946.5	4,157.0	1,990.0	129.2	177.7	6,453.9	0.0	84.9	407.7	0.0
東葛飾	市川市	市川	138.7	0.0	17.5	109.9	0.0	127.4	0.0	0.1	9.4	1.8
	船橋市	船橋	534.3	128.7	293.1	104.7	0.0	526.5	0.0	4.0	3.8	0.0
	松戸市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	野田市	野田	1,412.4	1,067.4	334.2	0.0	2.5	1,404.1	0.0	8.3	0.0	0.0
	柏市	柏	1,714.7	1,368.8	252.5	0.0	0.0	1,621.3	0.0	0.6	1.6	91.2
	流山市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	我孫子市	我孫子	1,028.4	880.1	139.4	5.0	0.0	1,024.5	0.0	0.7	3.2	0.0
	鎌ケ谷市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	浦安市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	小計		4,828.5	3,445.0	1,036.7	219.6	2.5	4,703.8	0.0	13.7	18.0	93.0
印旛	成田市	成田	6,285.3	3,927.4	2,060.6	79.9	47.7	6,115.6	0.0	30.1	139.6	0.0
	佐倉市	佐倉	1,982.4	1,543.9	367.8	2.0	12.5	1,926.2	0.0	8.3	47.9	0.0
	四街道市	四街道	312.9	227.2	70.3	12.9	0.0	310.4	0.0	2.5	0.0	0.0
	八街市	八街	2,161.6	153.8	1,989.1	0.0	0.0	2,142.9	0.0	18.7	0.0	0.0
	印西市	印西	3,106.9	2,943.5	156.0	0.0	0.0	3,099.5	0.0	5.1	2.3	0.0
	白井市	白井	814.4	322.5	265.8	219.7	0.0	808.0	0.0	6.4	0.0	0.0
	富里市	富里	2,077.9	228.4	1,821.9	0.0	0.0	2,050.3	0.0	19.1	8.5	0.0
	酒々井町	酒々井	239.4	235.9	1.1	0.0	0.0	237.0	0.0	0.0	0.0	2.4
	栄町	栄	1,293.6	1,185.7	106.9	0.0	0.0	1,292.6	0.0	1.0	0.0	0.0
	小計		18,274.4	10,768.3	6,839.5	314.5	60.2	17,982.5	0.0	91.2	198.3	2.4
香取	香取市	香取	9,819.8	7,340.5	2,352.4	43.7	0.0	9,736.6	0.0	83.2	0.0	0.0
	神崎町	神崎	714.1	639.1	70.2	0.8	0.0	710.1	0.0	4.0	0.0	0.0
	多古町	多古	2,781.6	1,581.4	1,182.2	0.0	0.0	2,763.6	0.0	18.0	0.0	0.0
	東庄町	東庄	1,911.3	1,310.8	565.9	0.0	0.0	1,876.7	0.0	34.6	0.0	0.0
	小計		15,226.8	10,871.8	4,170.7	44.5	0.0	15,087.0	0.0	139.8	0.0	0.0
海匝	銚子市	銚子	2,124.9	592.5	1,513.6	0.0	0.0	2,106.1	0.0	18.7	0.0	0.1
	旭市	旭	6,408.7	3,736.9	2,301.3	0.0	0.3	6,038.5	0.0	201.2	167.0	2.0
	匝瑳市	匝瑳	4,882.1	3,279.1	1,528.0	0.0	0.0	4,807.1	0.0	75.0	0.0	0.0
	小計		13,415.7	7,608.5	5,342.9	0.0	0.3	12,951.7	0.0	294.9	167.0	2.1

（令和5年12月31日現在　単位:ha）

農業事務所	市町村	農業振興地域	総面積	農用地					混牧林地	農業用施設用地	混牧林地以外の山林原野	その他
				農地			採草放牧地	計				
				田	畑	樹園地						
山武	東金市	東金	3,025.6	2,246.5	755.9	19.0	0.0	3,021.4	0.0	4.2	0.0	0.0
	山武市	山武	5,124.5	2,944.1	2,133.4	25.5	0.0	5,103.0	0.0	15.9	5.6	0.0
	大網白里市	大網白里	1,888.2	1,449.3	436.6	0.0	0.0	1,885.9	0.0	2.3	0.0	0.0
	九十九里町	九十九里	876.8	588.7	238.4	0.0	0.0	827.1	0.0	1.4	29.5	18.8
	芝山町	芝山	1,291.2	682.5	606.1	0.0	0.0	1,288.6	0.0	2.6	0.0	0.0
	横芝光町	横芝光	2,889.6	2,168.2	663.3	9.0	0.0	2,840.5	0.0	16.2	32.9	0.0
	小計		15,095.9	10,079.3	4,833.7	53.5	0.0	14,966.5	0.0	42.6	68.0	18.8
長生	茂原市	茂原	2,772.8	1,972.6	773.2	0.0	0.0	2,745.8	0.0	27.0	0.0	0.0
	一宮町	一宮	557.5	361.3	146.1	26.0	0.0	533.4	0.0	24.1	0.0	0.0
	睦沢町	睦沢	694.7	583.8	70.2	0.0	28.1	682.1	0.0	12.6	0.0	0.0
	長生村	長生	1,195.0	840.8	347.7	0.1	0.0	1,188.6	0.0	4.0	2.4	0.0
	白子町	白子	1,212.6	827.1	364.3	0.0	0.0	1,191.4	0.0	21.2	0.0	0.0
	長柄町	長柄	662.1	471.2	127.4	0.0	8.6	607.2	0.0	0.9	54.0	0.0
	長南町	長南	925.9	826.2	65.8	0.0	22.0	914.0	0.0	1.0	10.9	0.0
	小計		8,020.6	5,883.0	1,894.7	26.1	58.7	7,862.5	0.0	90.8	67.3	0.0
夷隅	勝浦市	勝浦	1,125.3	743.7	176.3	22.2	1.1	943.3	0.0	8.0	172.3	1.7
	いすみ市	夷隅	1,200.3	1,016.4	76.7	4.9	45.9	1,143.9	0.0	9.9	46.5	0.0
	いすみ市	大原	833.5	778.9	35.4	0.0	1.2	815.5	0.0	0.2	17.8	0.0
	いすみ市	岬	868.3	786.5	37.5	22.2	0.0	846.2	0.0	2.5	18.9	0.7
	大多喜町	大多喜	1,274.9	840.6	142.6	242.0	32.0	1,257.2	0.0	7.8	9.9	0.0
	御宿町	御宿	199.3	127.2	9.1	11.0	33.0	180.3	18.0	0.0	1.0	0.0
	小計		5,501.6	4,293.3	477.6	302.3	113.2	5,186.4	18.0	28.4	266.4	2.4
安房	館山市	館山	1,317.2	1,003.5	224.2	28.8	0.0	1,256.5	0.0	7.0	53.7	0.0
	鴨川市	鴨川	2,302.7	2,018.7	279.0	0.0	0.0	2,297.7	0.0	5.0	0.0	0.0
	南房総市	南房総	3,174.3	2,278.3	716.5	81.0	13.0	3,088.8	0.0	22.8	0.0	62.7
	鋸南町	鋸南	471.9	325.3	106.1	0.9	0.0	432.3	0.0	0.0	39.6	0.0
	小計		7,266.1	5,625.8	1,325.8	110.7	13.0	7,075.3	0.0	34.8	93.3	62.7
君津	木更津市	木更津	1,515.0	1,290.6	113.7	35.0	30.4	1,469.7	0.0	7.8	37.5	0.0
	君津市	君津	2,450.5	2,075.7	234.0	4.4	33.4	2,347.5	0.0	13.1	89.9	0.0
	富津市	富津	1,646.6	1,394.7	195.7	19.0	30.8	1,640.2	0.0	6.4	0.0	0.0
	袖ケ浦市	袖ケ浦	2,317.9	1,494.0	645.7	9.0	0.0	2,148.7	0.0	14.9	154.3	0.0
	小計		7,930.0	6,255.0	1,189.1	67.4	94.6	7,606.1	0.0	42.2	281.7	0.0
合計			102,506.1	68,987.0	29,100.7	1,267.8	520.2	99,875.7	18.0	863.3	1,567.7	181.4
R4・12・31時点			102,562.4	68,985.6	29,179.4	1,270.9	520.2	99,956.1	18.0	857.9	1,549.7	180.7
増減			▲ 56.3	1.4	▲ 78.7	▲ 3.1	0.0	▲ 80.4	0.0	5.4	18.0	0.7

（注）農林水産部農地・農村振興課「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調査」による。

＜図２－１－（４）　市町村の定める農業振興地域整備計画の変更事務フロー図（全体見直し）＞

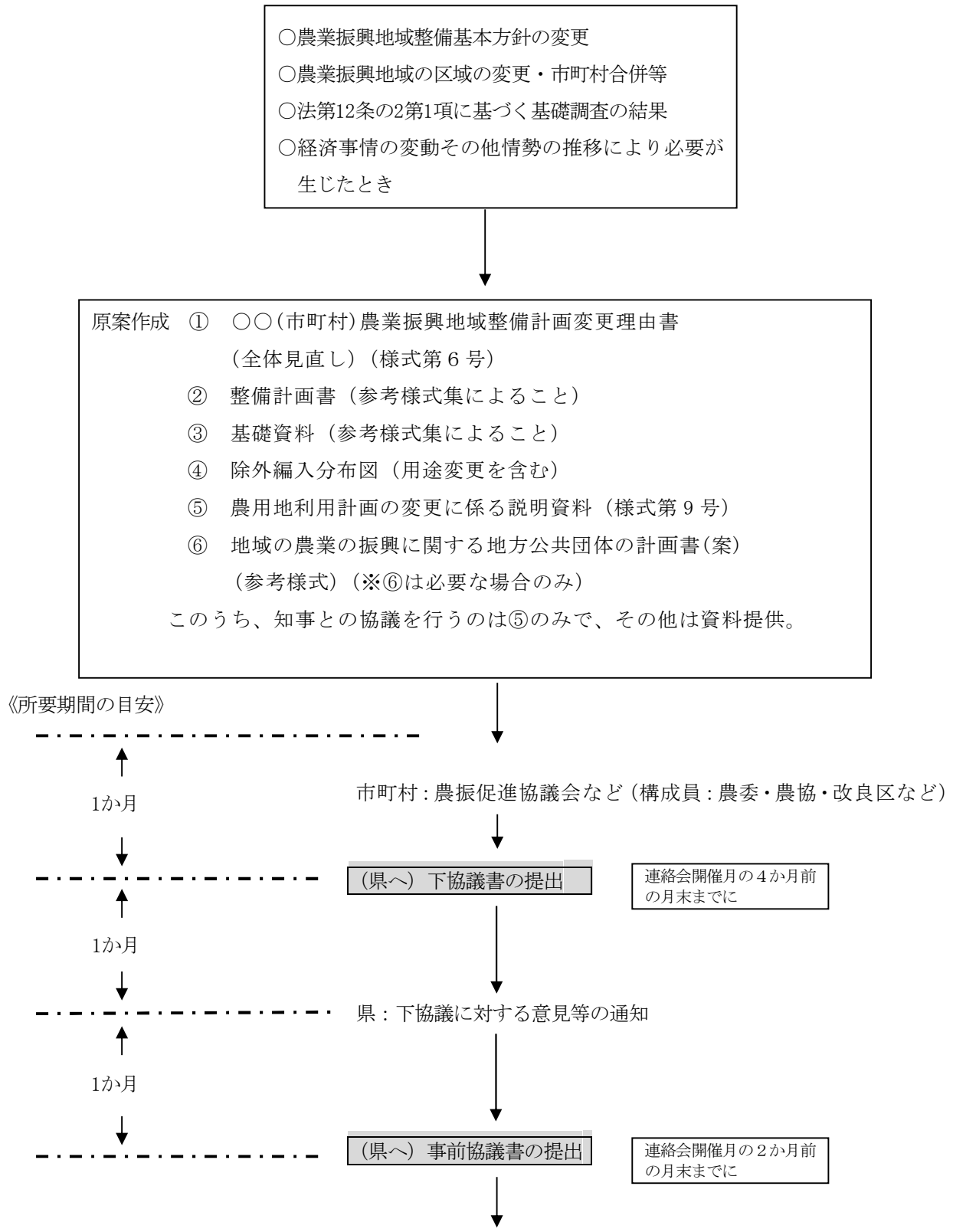

以下は，随時変更のフロー図（２－１－（５））を参照のこと

＜図２－１－（５）　市町村の定める農業振興地域整備計画の変更事務フロー図（随時変更）＞

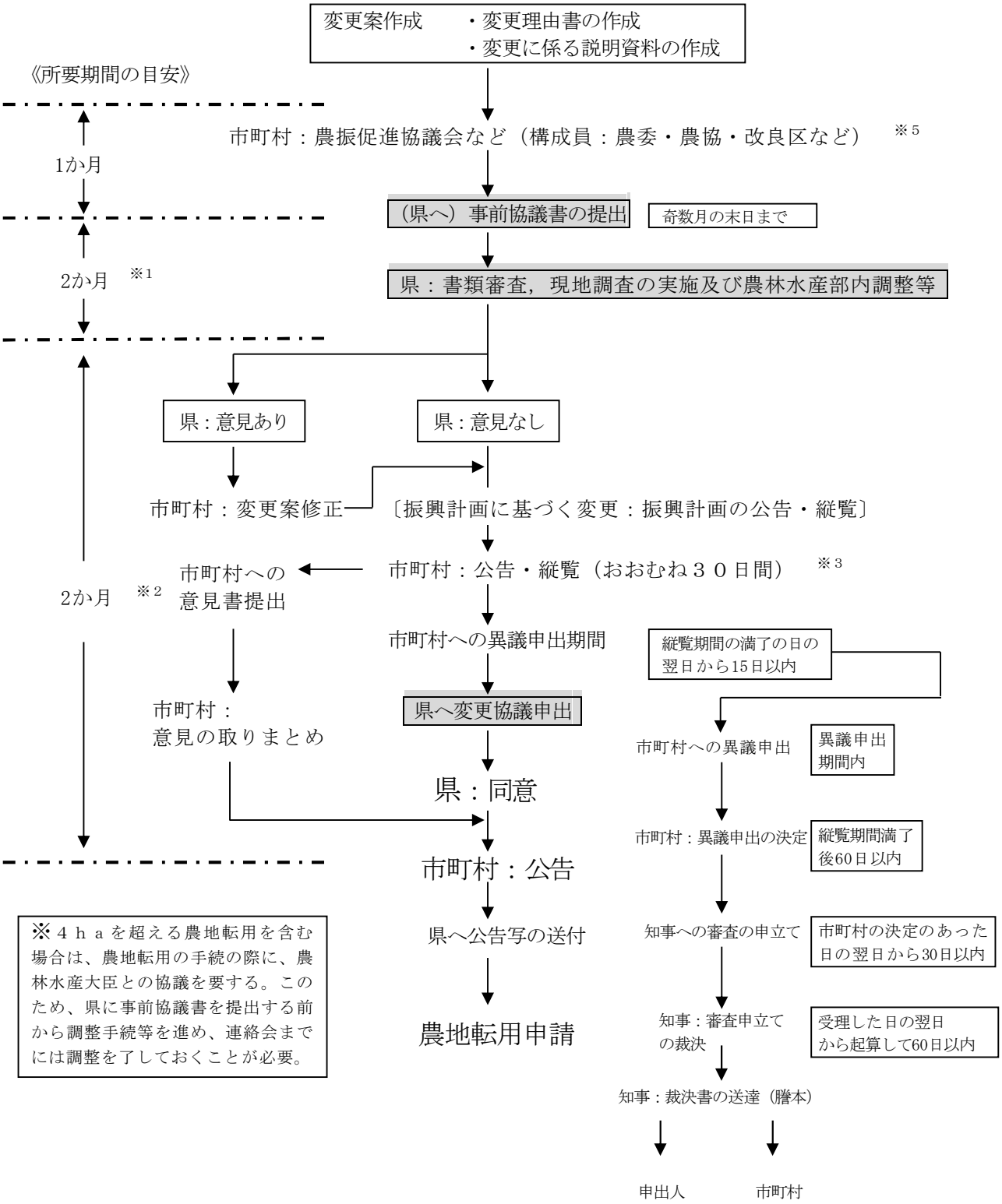

※1　あくまでも目安であり，協議内容によっては期間が延びることがある。

※2　異議申出等がなかった場合の期間である。

※3　公告･縦覧における期間満了の日は公告年月日の翌日から起算（初日不算入）する。当該満了の日が土日祝日その他閉庁日（以下「閉庁日等」という。）の場合は，直後の開庁日が満了日となる。異議の申出及び審査の申立ての期間満了日における閉庁日等の取扱いについても同様である。

なお，公告･縦覧は，おおむね30日間の期間を定めて行う。

※4　このフロー図は事前協議を行う場合のものである。

※5　ガイドライン第11の5(7)⑥，第16の2(4)④参照。

２．農 地 の 制 限

（１）農地等の権利移動の制限

ア　権利移動の制限の目的，方針

農地法第３条は，農地を農地として利用する場合の権利移動を規制する規定であり，農地又は採草放牧地について，その譲渡・貸付等の行為を制限し，農業委員会の許可を受けなければならないと定めている。この目的は，投機的な土地取得を防止するとともに，農地等の農業上の適正かつ効率的な利用を確保することにあり，農地が効率的に利用されるかどうかを許可判断の基本としている。

イ　権利移動の制限の概況

（ア）年次別，権利内容別

農地法第３条による権利移動の許可実績をみると，総数は，前年と比較して件数，面積とも減少した。内訳をみると，所有権耕作地の所有権移転が，件数1,471件（構成比83.1%），面積285.6ha（同76.4%）となっている。また，賃貸借による権利の設定は，件数149件（構成比8.4%），面積48.1ha（同12.9%），使用貸借による権利の設定が，件数90件（構成比5.1%），面積30.2ha（同8.1%）となっている（表２－２－（１））。

（イ）年次別，地域別（所有権移転）

権利移動の許可実績のうち，所有権移転について地域別にみると，件数の大きい順では，山武232件，印旛228件，千葉197件，面積の大きい順では，印旛74.1ha，山武46.0ha，安房30.0haとなっている（表２－２－（２））。

（２）農地等の転用の制限

ア　農地転用の制限の目的

農地転用の制限の目的は，優良農地を確保して農業生産力を維持し，農業経営の安定を図るとともに，農業及び農業以外の目的のための土地利用関係を調整して，農業上の土地利用がよりよい環境のもとで合理的に行われるようにすることである。

農地転用の制限は，具体的には農地法第４条及び第５条の規定による許可（届出）という形で行われるが，農地法第４条は権利の移動を伴わずに農地を農地以外のものにする場合に適用され，第５条は権利の移動が伴う場合で，農地を農地以外のものにする場合又は採草放牧地を採草放牧地以外（農地を除く。）のものにする場合に適用される。

農地転用は知事が許可権者であるが（平成１５年度までは第４条２ha以下，第５条1,000㎡未満については各支庁長専決，平成１６年度から第４条，第５条とも２ha以下については各農林振興センター（現農業事務所）所長専決），４haを超える農地の転用を許可しようとする場合（地域整備法による場合を除く。）は，あらかじめ農林水産大臣に協議することとされている。

なお，都市計画法に基づく市街化区域内の農地転用（第４条及び第５条の場合）については，あらかじめ農業委員会にその旨を届け出ることによって許可が不要となっている。

イ　全国の農地転用の概況

全国における令和５年の転用面積は 16,178haであり，用途別では，住宅用地 3,652ha（22.6%），公的施設用地 1,076ha（6.6%），商業・サービス等用地 843ha（5.2%），その

他の業務用地が 5,672ha（35.1%）であり，これらで全体の約７割を占めている。（農林水産省「農地の権利移動・借賃等調査結果」による。）

ウ　本県の農地転用の概況

①　全体の転用状況

本県における令和５年の農地転用面積は，432.1ha（許可 229.9ha，届出 166.2ha，法第４条・第５条の許可・届出等を要しない転用（以下「４，５条該当以外」という。）36.0ha）であり，許可届出等の件数（４，５条該当以外を含まない）は，5,250 件（許可 2,347 件，届出 2,903 件）である。これは，面積で対前年比 27.5ha（6.0%）の減少，件数で対前年比 1,078 件（17.0%）の減少となっている（表２－２－（３）・表２－２－（４））。

用途別の転用状況をみると，面積ではその他の業務用地が 180.8haで最も多く，全体の 45.7%を占め，次いで住宅用地が 163.1ha（41.2%），商業サービス等用地が 33.5ha（8.5%）と続いている。

許可届出等の件数については，住宅用地が 2,890 件（55.0%）と最も多く，次いでその他の業務用地が 1,842 件（35.1%），商業サービス等用地が 229 件（4.4%）となっている（表２－２－（４））。

地域別にみると，許可の件数は東葛飾地域が最も多く，次いで，印旛，海匝，君津の順になっており，この４地域で全体の 61.4%を占めている。許可面積では，東葛飾，印旛，山武，君津地域の順で，この４地域で全体の 72.4%を占めている。

４，５条該当以外を除く転用面積でみると，山武，印旛，長生の３地域で全体の 62.8%を占めている（表２－２－（５））。

②　市街化区域内の転用状況

市街化区域内の転用の届出面積は 166.2haで，地域別にみると東葛飾（111.9ha），千葉（28.9ha），君津（13.1ha）地域の順となっている。用途別では住宅用地が 106.2ha（2,102 件）と最も多く，次いでその他の業務用地 38.7ha（502 件）の順になっている（付録④）。

なお，届出分の他に４，５条該当以外の転用のうち 4.2haが市街化区域内である（付録②）。

③　国，地方自治体等による許可・届出を必要としない転用の状況

４，５条該当以外の転用面積は 36.0haで，地域別にみると，山武（10.7ha），印旛（6.0ha），長生（5.9ha）地域の順となっている（表２－２－（５））。

エ　農地転用の課題

社会，経済の変化に伴って転用事業計画の内容は多様化してきており，このことから農地転用に伴って発生する問題も広範囲かつ複雑になっている。

特に，農業従事者の高齢化や担い手不足，農業経営を取り巻く環境の変化，宅地化等への土地需要の高まりなどを背景として，多様な課題が生じており，農地転用許可の審査に当たっては，こうした状況を踏まえた適切な判断が求められている。

また，農業，農村に対する国民のニーズも多様化してきており，これらに対する的確な

対応が求められている。

このためには,各市町村において優良農地の確保･保全を図るという基本を維持しつつ,非農業的土地需要の計画的誘導が必要となっている。

オ　市町村への農地転用許可事務等の権限移譲

農地転用許可事務等については,平成１３年３月から２ha以下,２８年４月からは４ha以下が知事の自治事務となり,市町村への権限移譲が可能となった。

農地転用の許可事務については,市町村の主体的な土地利用計画による優良農地の確保やまちづくりに直接関係しており,かつ住民に身近な事務として市町村が権限と責任を持って処理することが,地域住民等の利便性にも寄与することから,人口１０万人程度以上の市を対象に権限移譲を進めており,２ha以下の農地転用許可事務等については,平成１５年４月に千葉市へ,平成１６年４月に流山市,我孫子市へ移譲を行った。

カ　農地転用関係事務指針の一部改正

本県では,農地転用許可制度の適正な運用を確保するための一助とすることを目的として,農地転用関係事務指針を作成しており,農地法改正時等に必要に応じて,所要の改正を行っている。

（３）農地転用許可条件履行状況調査

農地転用許可後,当該許可に係る土地が転用目的に供されているかどうかを調査するため,転用面積が 3,000 ㎡以上の場合は,許可後３か月及びそれ以降１年ごとに工事が完了するまで進捗状況報告を提出させ,必要に応じて指導を行っている。

＜表２－２－（１）　年次別農地法第３条（農地等の権利移動）許可状況（農地+採草放牧地）

（単位：件，ｈａ）

年次別	総数		所有権移転						賃貸借による権利				使用貸借による権利				地上権・永小作権・質権の設定移転		農協への経営受委託		その他の使用収益を目的とする権利の設定移転	
			所有権耕作地				所有権以外耕作地		設定		移転		設定		移転							
			無償		有償																	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成26年	2,123	528.0	351	116.2	1,345	235.4	35	7.0	163	59.5	－	－	221	107.3	4	2.4	2	0.0	－	－	2	0.2
平成27年	2,401	585.8	360	106.4	1,466	269.3	18	7.6	319	75.7	－	－	230	126.3	－	－	4	0.4	－	－	4	0.1
平成28年	2,223	626.4	297	93.2	1,402	285.7	6	1.0	305	113.0	10	2.5	158	124.0	1	2.3	42	4.6	－	－	2	0.1
平成29年	2,008	546.6	261	83.2	1,409	311.2	1	0.9	168	57.5	－	－	136	90.2	3	0.3	29	3.1	－	－	1	0.1
平成30年	1,967	509.6	290	87.8	1,267	253.5	8	2.0	209	67.4	－	－	157	88.0	1	0.3	34	7.7	－	－	1	2.8
令和元年	1,890	503.1	275	79.3	1,172	248.8	3	0.3	232	80.8	2	1	134	75.7	－	－	60	14.4	－	－	12	3.2
令和２年	2,079	537.5	325	95.7	1,310	283.5	3	0.2	212	73.8	－	－	150	76.3	－	－	78	7.9	－	－	1	0.0
令和３年	2,343	575.4	267	77.9	1,507	321.6	11	1.4	299	87.5	－	－	133	70.6	2	0.3	123	16.0	－	－	1	0.1
令和４年	2,179	571.8	261	98.9	1,421	312.8	13	2.2	293	86.0	－	－	101	53.9	－	－	90	18.0	－	－	－	0.0
令和５年	1,771	373.6	283	73.5	1,188	212.1	5	0.5	149	48.1	－	－	90	30.2	1	0.0	53	9.0	－	－	2	0.1
構成比（%）	100.0	100.0	16.0	19.7	67.1	56.8	0.3	0.1	8.4	12.9	－	－	5.1	8.1	0.1	－	3.0	2.4	－	－	0.1	0.0
対前年比（%）	81.3	65.3	108.4	74.3	83.6	67.8	38.5	22.7	50.9	55.9	－	－	89.1	56.0	－	－	58.9	50.0	－	－	－	－

（注）単位未満を四捨五入するため，面積の総数は内訳の計と一致しない場合がある。　　（農地の権利移動・借賃等調査による）

「-」は0を，「0.0」は単位未満（0.05未満）を示す。

＜表２－２－（２）　年次別・地域別（農地法第３条による所有権移転）＞

（単位：件，ｈａ）

年次別	平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和２年		令和３年		令和４年		令和５年					
																					構成比(%)		対前年比(%)	
地域別	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
総　数	1,730	358.5	1,844	383.2	1,705	379.9	1,671	395.3	1,565	343.4	1,450	328.4	1,638	379.4	1,785	400.8	1,695	413.9	1,476	286.1	100.0	100.0	82.7	71.4
千　葉	150	24.7	118	20.6	143	22.8	144	29.0	179	34.6	111	21.7	137	22.8	157	31.5	154	30.3	197	21.2	13.3	7.4	125.5	67.3
東葛飾	151	24.9	120	24.0	158	21.1	188	42.1	146	19.0	160	24.0	200	33.5	154	26.6	144	25.7	127	19.8	8.6	6.9	82.5	74.6
印　旛	230	65.0	261	71.0	214	65.7	235	87.4	220	76.1	193	60.6	235	70.3	258	71.7	256	76.1	228	74.1	15.4	25.9	88.4	103.3
香　取	134	32.5	205	50.0	220	57.3	175	45.8	168	44.5	168	40.3	188	50.6	163	43.5	142	49.5	60	10.1	4.1	3.5	36.8	23.3
海　匝	223	55.3	249	58.0	183	42.7	172	43.7	181	35.3	165	39.6	144	31.2	136	32.2	169	49.9	128	26.7	8.7	9.3	94.1	82.7
山　武	283	52.5	228	45.2	241	57.9	227	39.0	209	41.6	192	46.1	172	42.7	223	52.0	214	49.7	232	46.0	15.7	16.1	104.0	88.4
長　生	122	27.3	98	18.2	119	27.8	125	27.6	126	24.6	79	21.7	108	21.9	151	33.8	119	28.8	182	25.3	12.3	8.9	120.5	75.0
夷　隅	83	19.2	130	30.4	102	22.6	112	30.8	92	20.7	103	21.4	111	27.9	155	35.2	121	26.3	82	18.1	5.6	6.3	52.9	51.5
安　房	147	20.1	179	30.8	124	22.9	123	20.5	124	22.8	105	18.3	140	31.3	155	29.6	162	34.4	146	30.0	9.9	10.5	94.2	101.3
君　津	207	37.0	256	34.8	201	39.1	170	29.5	120	24.2	174	34.5	203	47.1	233	44.6	214	43.2	94	14.8	6.4	5.2	40.3	33.1

（注）　単位未満を四捨五入するため，面積の総数は内訳の計と一致しない場合がある。

（農地の権利移動・借賃等調査による）

＜表２－２－（３）　年次別・農地法第４，５条別農地転用の状況＞

（単位：件，ｈａ）

年次別	計		農地法第４条								農地法第５条								４，５条該当以外
	総数		計		知事許可分		大臣許可分		届出分		計		知事許可分		大臣許可分		届出分		
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	面積
平成26年	8,504 (-)	756.9 (-)	2,072 (-)	129.3 (-)	452	46.6	-	-	1,620	82.7	6,432 (-)	500.4 (-)	2,651	291.0	9	12.8	3,772	196.6	127.2
平成27年	8,008 (-)	673.2 (-)	1,873 (-)	114.4 (-)	384	35.6	-	-	1,489	78.8	6,135 (-)	456.2 (-)	2,445	249.4	4	34.9	3,686	171.9	102.7
平成28年	8,385 (-)	623.6 (-)	1,784 (-)	105.5 (-)	314	34.2	-	-	1,470	71.3	6,601 (-)	436.7 (-)	2,705	265.8	-	-	3,896	170.9	81.4
平成29年	8,048 (-)	590.9 (-)	1,693 (-)	89.0 (-)	305	23.6	-	-	1,388	65.4	6,355 (-)	412.5 (-)	2,580	243.7	-	-	3,775	168.7	89.4
平成30年	7,414 (-)	602.2 (-)	1,581 (-)	95.7 (-)	299	34.6	-	-	1,282	61.1	5,833 (-)	433.6 (-)	2,731	292.3	-	-	3,102	141.3	72.9
令和元年	6,763 (-)	679.5 (-)	1,356 (-)	77.4 (-)	267	26.8	-	-	1,089	50.6	5,407 (-)	440.2 (-)	2,842	322.8	-	-	2,565	117.4	161.8
令和２年	6,582 (-)	512.6 (-)	1,295 (-)	75.5 (-)	233	21.2	-	-	1,062	54.4	5,287 (-)	382.0 (-)	2,435	245.0	-	-	2,852	137.0	55.1
令和３年	6,514 (-)	499.7 (-)	1,334 (-)	78.0 (-)	252	25.2	-	-	1,082	52.8	5,180 (-)	341.8 (-)	2,519	234.2	-	-	2,661	107.6	79.9
令和４年	6,328 (-)	459.8 (-)	1,328 (-)	68.8 (-)	202	17.7	-	-	1,126	51.1	5,000 (-)	350.2 (-)	2,351	221.0	-	-	2,649	129.2	40.8
令和５年	5,250 (-)	432.1 (-)	1,206 (-)	64.2 (-)	172	13.3	-	-	1,034	50.9	4,044 (-)	331.9 (-)	2,175	216.6	-	-	1,869	115.3	36.0
対前年比	83.0% (-)	94.0% (-)	90.8% (-)	93.3% (-)	85.1%	75.2%			91.8%	99.6%	80.9% (-)	94.8% (-)	92.5%	98.0%			70.6%	89.3%	88.3%

（注）単位未満を四捨五入するため，面積の総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

「-」は0を，「0.0」は単位未満（0.05未満）を示す。

（ ）内は，法第４条第８項，第５条第４項の協議（国・都道府県が病院・学校等に転用する場合。平成21年改正による）の実績（内数）を示す。

「４，５条該当以外」とは，法第４条・５条の許可，届出，協議以外の転用を指す。

＜表２－２－(4) 年次別・用途別農地転用状況＞

（単位：件，ｈａ）

年次別	区分	総数		住宅用地		公的施設用地		工鉱業（工場）用地		商業サービス等用地		その他の業務用地		植林		その他分類不能不明	
		件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積
平成26年	許可・届出・協議	8,504	629.7	4,777	242.9	409	21.2	28	4.6	300	41.3	2,822	299.4	3	0.1	165	20.1
	４・５条該当以外		127.2		18.2		32.2		4.2		3.3		23.1		25.2		21.1
	計		756.9		261.0		53.4		8.8		44.6		322.5		25.3		41.1
平成27年	許可・届出・協議	8,008	570.5	4,610	206.8	454	16.1	18	1.9	278	66.9	2,522	262.2	7	1.3	119	15.4
	４・５条該当以外		102.7		11.4		14.3		0.2		3.8		18.8		17.1		37.0
	計		673.3		218.2		30.4		2.2		70.7		281.0		18.4		52.5
平成28年	許可・届出・協議	8,385	542.2	4,920	215.1	449	18.3	20	1.9	271	28.1	2,665	273.8	6	0.6	54	4.3
	４・５条該当以外		81.4		15.6		15.5		0.9		1.5		11.4		29.8		6.8
	計		623.6		230.7		33.8		2.7		29.6		285.3		30.3		11.2
平成29年	許可・届出・協議	8,048	501.4	4,704	201.7	431	18.0	28	2.9	339	41.0	2,541	237.2	5	0.7	0	0.0
	４・５条該当以外		89.4		12.3		7.5		0.5		1.6		15.9		51.6		0.0
	計		590.8		214.0		25.5		3.4		42.6		253.1		52.3		0.0
平成30年	許可・届出・協議	7,414	529.3	3,956	187.2	243	13.1	20	4.9	388	48.5	2,806	275.6	1	0.0	－	－
	４・５条該当以外		72.9		13.7		4.6		1.9		1.4		15.3		35.9		－
	計		602.2		200.9		17.7		6.8		49.9		291.0		35.9		－
令和元年	許可・届出・協議	6,763	517.6	3,475	159.7	273	9.6	27	4.4	331	55.8	2,626	284.9	30	3.1	1	0.1
	４・５条該当以外		161.8		11.8		4.1		0.1		1.8		7.7		136.4		－
	計		679.5		171.5		13.7		4.6		57.6		292.5		139.5		0.1
令和２年	許可・届出・協議	6,582	457.6	3,571	167.2	255	11.5	6	0.6	187	20.5	2,555	257.2	5	0.3	3	0.3
	４・５条該当以外		55.1		9.2		4.4		0.1		2.7		14.0		24.7		－
	計		512.6		176.4		15.9		0.7		23.2		271.2		25.0		0.3
令和３年	許可・届出・協議	6,514	419.9	3,768	171.3	186	11.0	19	1.8	216	25.3	2,317	209.0	8	1.3	－	－
	４・５条該当以外		79.9		13.7		3.6		0.3		3.1		12.5		46.8		－
	計		499.6		185.0		14.6		2.1		28.4		221.5		48.1		－
令和４年	許可・届出・協議	6,328	419.0	3,665	172.0	219	13.2	11	0.7	233	23.4	2,195	209.0	5	0.7	－	－
	４・５条該当以外		40.8		9.0		1.4		0.2		0.4		12.6		17.3		－
	計		460		181.0		14.6		0.8		23.8		221.6		18.0		0.0
令和５年	許可・届出・協議	5,250	396.0	2,890	163.1	205	10.7	28	3.8	229	33.5	1,842	180.8	2	0.1	54	4.0
	４・５条該当以外		35.9		4.2		2.6		0.8		1.3		3.6		17.6		6
	計		432		167.3		13.3		4.6		34.8		184.4		17.7		9.8
対前年比(%)	許可・届出・協議	83.0	94.5	78.9	94.8	93.6	81.3	254.5	570.4	98.3	142.9	83.9	86.5	40.0	14.5	－	－
	４・５条該当以外		51.1		65.5		39.9		60.5		11.5		101.1		36.9		－
	計		92.0		97.8		100.1		39.2		83.8		100.1		37.3		－

（注）単位未満を四捨五入するため，面積の総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

（農地の権利移動・借賃等調査による）

＜表２－２－（５）　農地転用の地域別状況表＞

① 件数

（単位：件）

地域	令和元年							令和２年							令和３年						
	合計	許可			届出	協議	4･5条該当以外	合計	許可			届出	協議	4･5条該当以外	合計	許可			届出	協議	4･5条該当以外
			４条	５条						４条	５条						４条	５条			
総数	6,763	3,109	267	2,842	3,654	－		6,582	2,668	233	2,435	3,914	－		6,517	2,774	252	2,522	3,743	－	
千葉	1,508	281	20	261	1,227	－		1,482	298	28	270	1,184	－		1,567	325	22	303	1,242	－	
東葛飾	2,289	505	57	448	1,784	－		2,529	568	62	506	1,961	－		2,514	561	65	496	1,953	－	
印旛	812	475	42	433	337	－		776	425	41	384	351	－		737	440	50	390	297	－	
香取	228	228	17	211	－	－		155	155	15	140	－	－		161	161	15	146	－	－	
海匝	225	225	19	206	－	－		195	195	22	173	－	－		173	173	19	154	－	－	
山武	218	200	9	191	18	－		177	159	11	148	18	－		249	229	30	199	20	－	
長生	325	325	21	304	－	－		215	215	9	206	－	－		341	341	12	329	－	－	
夷隅	221	221	22	199	－	－		175	175	10	165	－	－		75	75	10	65	－	－	
安房	201	201	16	185	－	－		183	183	12	171	－	－		201	201	10	191	－	－	
君津	736	448	44	404	288	－		695	295	23	272	400	－		499	268	19	249	231	－	

地域	令和４年							令和５年							
	合計	許可			届出	協議	4･5条該当以外	合計	許可			届出	協議	4･5条該当以外	構成比
			４条	５条						４条	５条				
総数	6,328	2,553	202	2,351	3,775	－		5,250	2,347	172	2,175	2,903	－		100.0%
千葉	1,434	253	22	231	1,181	－		720	188	18	170	532	－		13.7%
東葛飾	2,471	376	30	346	2,095	－		2,531	596	46	550	1,935	－		48.2%
印旛	770	522	42	480	248	－		584	405	26	379	179	－		11.1%
香取	165	165	17	148	－	－		83	83	5	78	－	－		1.6%
海匝	193	193	18	175	－	－		233	233	12	221	－	－		4.4%
山武	275	260	20	240	15	－		205	191	17	174	14	－		3.9%
長生	275	275	14	261	－	－		165	165	11	154	－	－		3.1%
夷隅	116	116	11	105	－	－		105	105	19	86	－	－		2.0%
安房	170	170	11	159	－	－		174	174	4	170	－	－		3.3%
君津	459	223	17	206	236	－		450	207	14	193	243	－		8.6%

（注）　件数については，合計に４・５条該当以外の転用を含まない。

② 面積

（単位：ha）

地域	令和元年							令和２年							令和３年						
	合計	許可			届出	協議	4･5条該当以外	合計	許可			届出	協議	4･5条該当以外	合計	許可			届出	協議	4･5条該当以外
			４条	５条						４条	５条						４条	５条			
総数	679.5	349.6	26.8	322.8	168.0	－	161.8	512.6	266.2	21.2	245.0	191.4	－	55.1	499.6	259.4	25.2	234.3	160.3	－	79.9
千葉	233.4	47.1	5.0	42.2	51.8	－	134.5	113.2	36.3	4.5	31.8	50.2	－	26.7	126.5	38.8	4.2	34.7	54.8	－	32.9
東葛飾	160.3	76.0	5.2	70.8	79.0	－	5.3	164.0	62.1	5.0	57.1	95.7	－	6.2	142.7	57.9	5.0	52.9	76.5	－	8.3
印旛	90.2	63.8	3.5	60.3	24.2	－	2.2	78.3	54.5	3.5	50.9	22.3	－	1.5	79.6	55.2	5.7	49.4	18.0	－	6.5
香取	21.1	18.0	1.6	16.4	－	－	3.1	15.0	14.8	1.6	13.2	－	－	0.2	25.2	12.3	0.8	11.5	－	－	12.8
海匝	10.8	10.7	0.7	10.0	－	－	0.1	11.3	11.2	1.8	9.4	－	－	0.1	13.2	13.1	2.0	11.1	－	－	0.1
山武	31.8	20.0	0.4	19.6	0.6	－	11.2	27.3	13.2	0.4	12.8	1.0	－	13.0	34.3	22.4	2.4	20.0	0.8	－	11.1
長生	35.8	31.1	1.9	29.3	－	－	4.7	17.7	14.6	0.5	14.1	－	－	3.1	22.2	15.7	0.5	15.2	－	－	6.5
夷隅	20.4	20.4	1.9	18.5	－	－	－	16.3	16.3	1.4	14.9	－	－	0.0	9.2	7.8	0.7	7.1	－	－	1.4
安房	15.2	14.3	1.4	12.9	－	－	0.9	14.8	11.6	0.9	10.8	－	－	3.2	11.9	11.9	1.4	10.6	－	－	－
君津	60.6	48.2	5.4	42.8	12.4	－	－	54.7	31.5	1.5	29.8	22.2	－	1.1	34.8	24.2	2.4	21.8	10.3	－	0.3

地域	令和４年							令和５年							
	合計	許可			届出	協議	4･5条該当以外	合計	許可			届出	協議	4･5条該当以外	構成比
			４条	５条						４条	５条				
総数	459.7	238.7	17.7	221.0	180.2	－	40.8	432.1	229.9	13.3	216.6	166.2	－	36.0	100.0%
千葉	86.7	37.5	3.5	34.0	49.1	－	0.0	44.4	15.5	1.4	14.1	28.9	－	0.1	10.3%
東葛飾	152.0	38.0	1.7	36.3	108.3	－	5.8	187.4	72.1	3.6	68.5	111.9	－	3.4	43.4%
印旛	71.1	54.1	3.5	50.6	11.3	－	5.7	74.4	56.8	2.0	54.7	11.6	－	6.0	17.2%
香取	23.4	14.1	1.3	12.7	－	－	9.4	5.1	5.0	0.5	4.5	－	－	0.1	1.2%
海匝	11.2	11.1	2.9	8.2	－	－	0.1	15.9	15.8	1.0	14.9	－	－	0.0	3.7%
山武	36.2	26.3	1.0	25.3	0.5	－	9.4	31.5	20.0	1.3	18.6	0.8	－	10.7	7.3%
長生	23.9	14.2	0.9	13.3	－	－	9.6	14.4	8.5	0.4	8.1	－	－	5.9	3.3%
夷隅	12.3	11.5	1.2	10.3	－	－	0.8	13.2	7.8	1.8	6.0	－	－	5.4	3.1%
安房	10.2	10.2	0.8	9.4	－	－	0.0	11.0	11.0	0.1	10.9	－	－	－	2.5%
君津	32.8	21.8	0.9	20.9	11.0	－	－	34.9	17.6	1.3	16.3	13.1	－	4.3	8.1%

（注） 単位未満を四捨五入するため，面積の総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

「－」は0を，「0.0」は単位未満（0.05未満）を示す。

＜図２－２－（６）　農地転用許可（届出）件数の推移＞

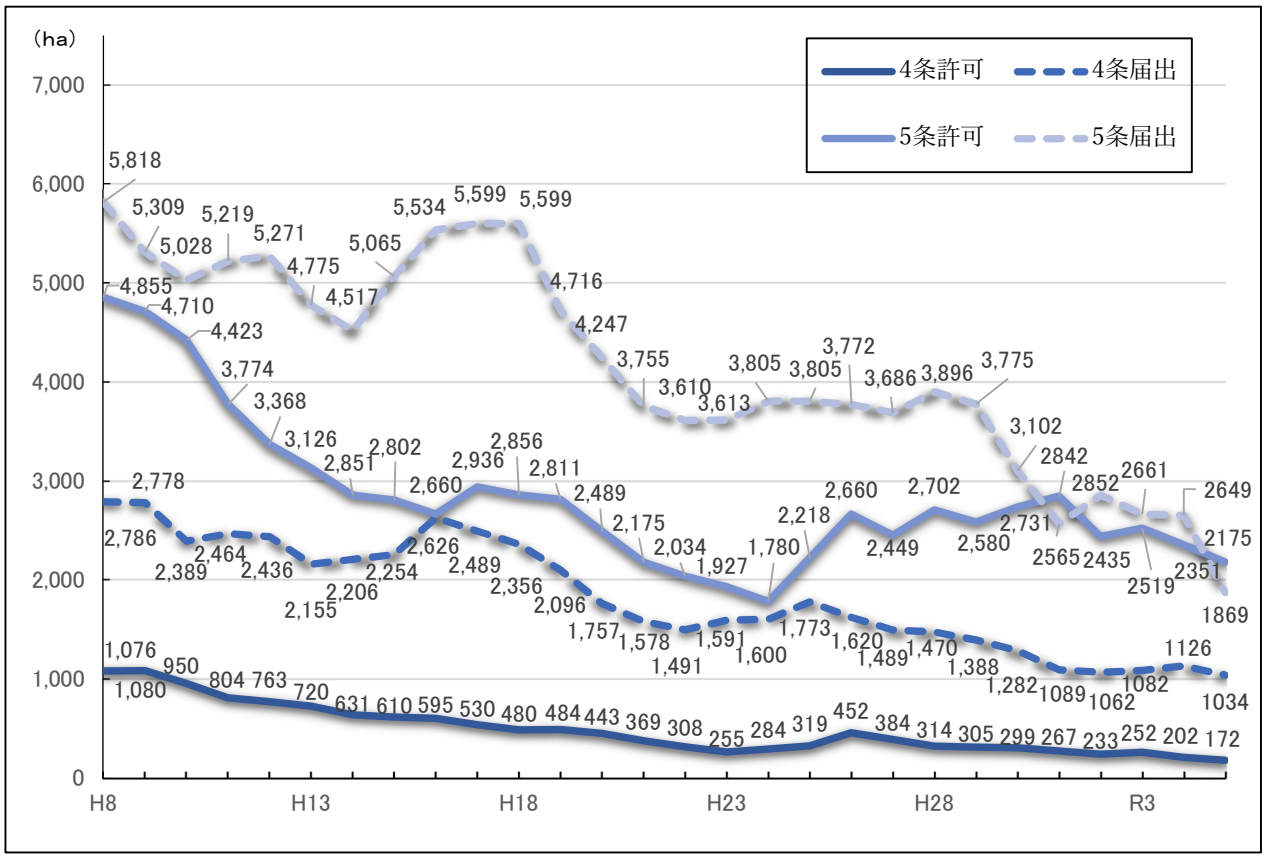

＜図２－２－（７）　農地転用許可（届出）面積の推移＞

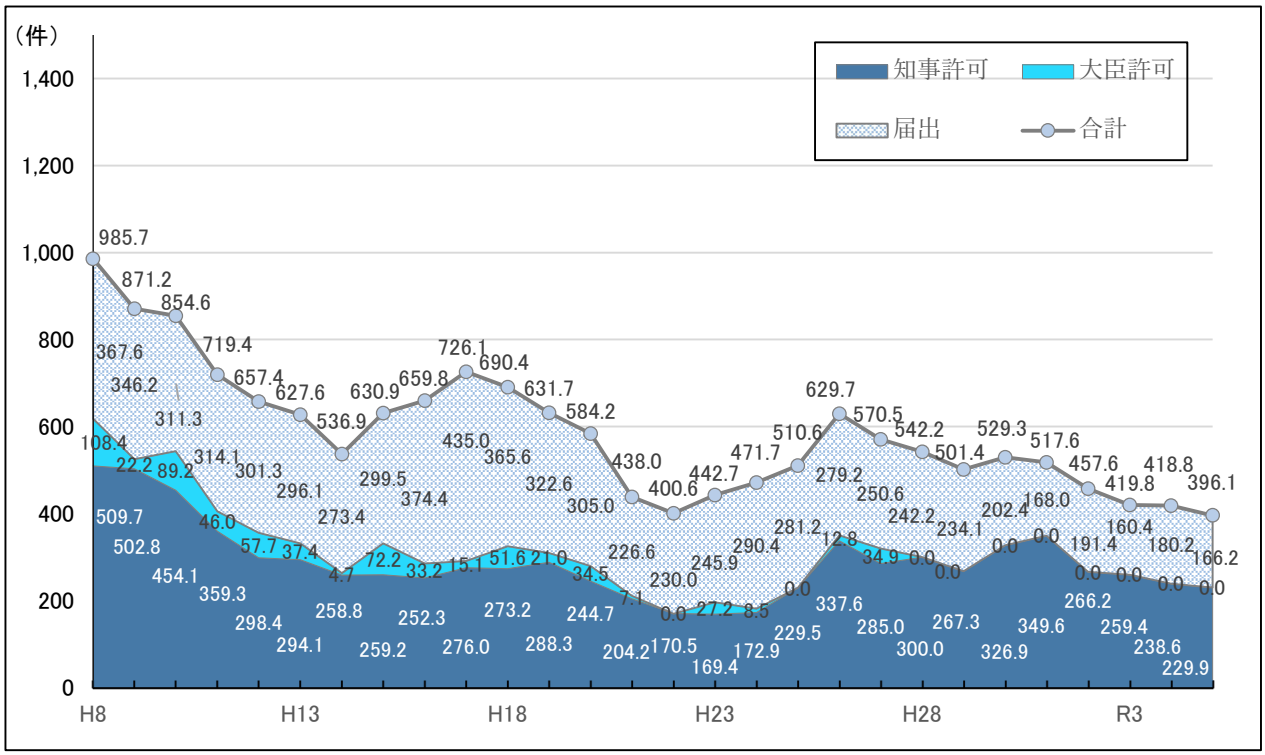

（４）農地違反転用防止対策事業

農地法第４条若しくは第５条に違反して，許可を受けることなく農地等を転用するなどの違反転用は，優良農地の保全に支障をきたし，農業生産環境の悪化等の問題を生じる。

これら農地の違反転用を防止するためには，

（ア）啓発普及

（イ）監視体制の整備強化

（ウ）是正指導

を実施していく必要があり，県では，平成２年度から「農地違反転用防止対策事業」を実施し,違反転用の未然防止を図るとともに早期発見及び迅速かつ適切な是正指導を行っている。

農地違反転用の防止には，農地所有者の認識の向上が重要なことから，令和５年度においては，啓発のためのリーフレット 56,680 部を作成し，各市町村農業委員会を通して農家に配布したほか，行政機関の窓口等に備え置くなどして，広く農地転用許可制度の啓発普及に努めた。

さらに，違反転用の早期発見のため，県及び各市町村農業委員会による巡回パトロールを実施した。特に，「農地違反転用防止対策強化月間」（７月～９月）を設け，早期発見・早期是正指導に努めた。

＜表２－２－（８）　令和５年度における違反転用の実態状況について＞　　（単位：件）

区　　分		土砂等	産　廃	住　宅	事務所等	その他	合計
発　見　件　数		29	10	2	4	20	65
是正	原状回復	13	6	0	0	0	19
	追認許可	0	0	0	0	0	0
	条件変更等	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	19
未是正		16	4	2	4	20	46

※本表は各市町村農業委員会に対する調査を集計したものである。

※「土砂等」とは，土砂等による農地の埋立て又は投棄をいう。

※「産廃」とは，産業廃棄物による農地の埋立て又は投棄をいう。

※「事務所等」とは，事務所・工場・倉庫等で，住宅以外の建築物による違反転用をいう。

※「その他」とは，駐車場・資材置場等で，土砂等・産廃・住宅・事務所等以外をいう。

※「是正」「未是正」は，年度末時点の状況。

＜図２－２－（９）　違反転用処理フロー図（農業委員会，農業事務所，農地・農村振興課）＞

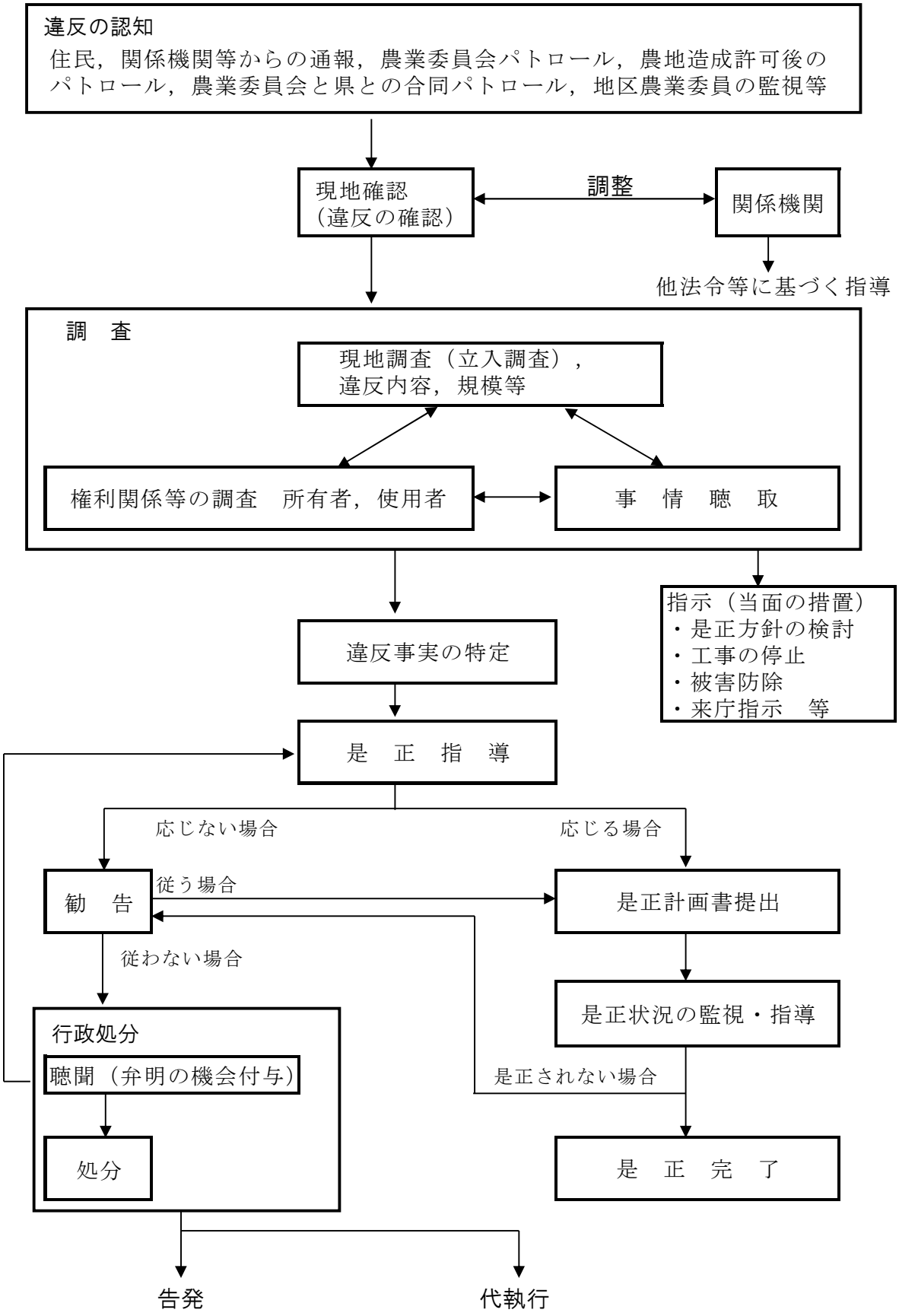

＜図２－２－（10）　農地の転用に係る許可・届出・協議等の概要＞

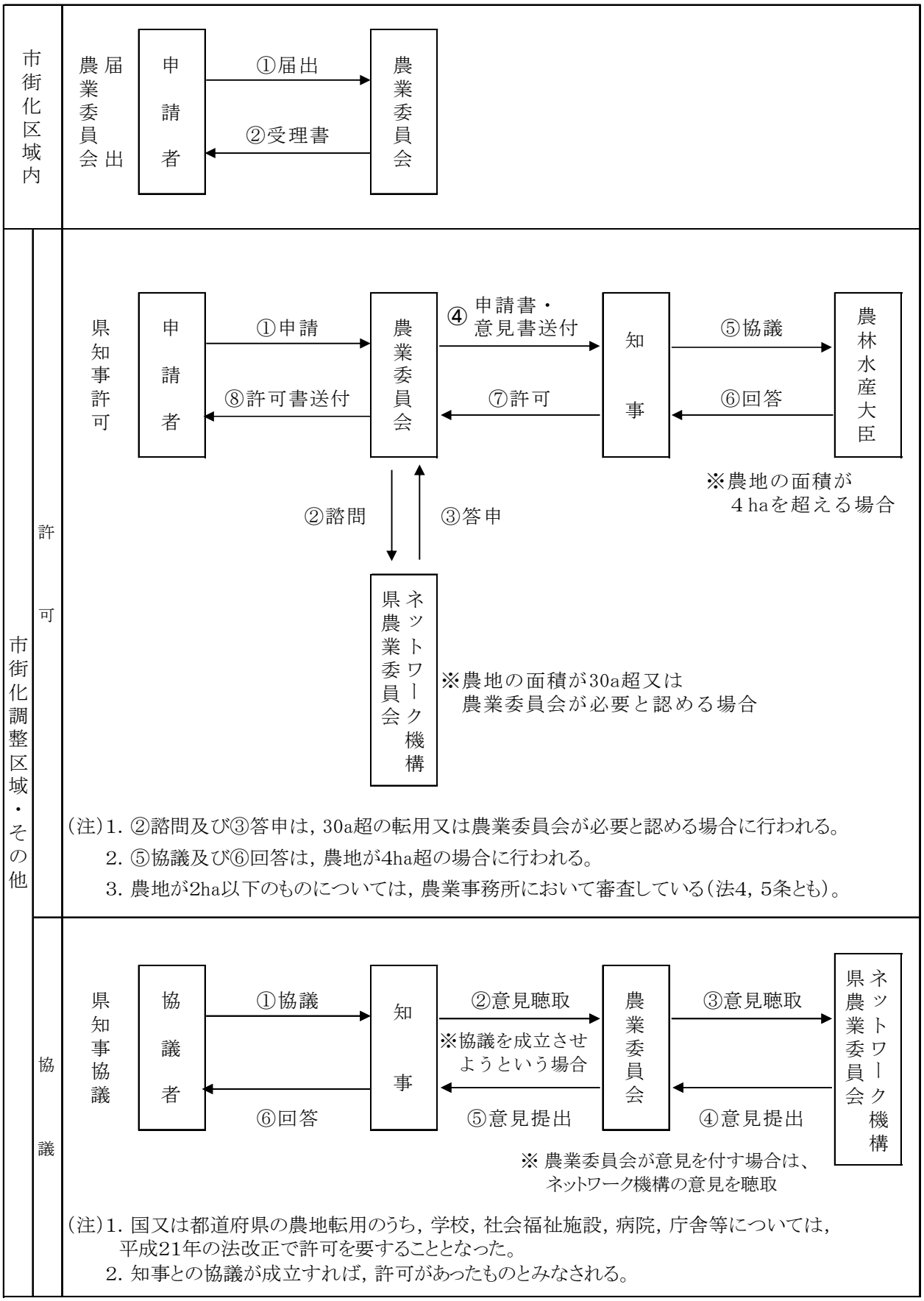

＜図２－２－（11）　農地転用許可事務フロー図＞

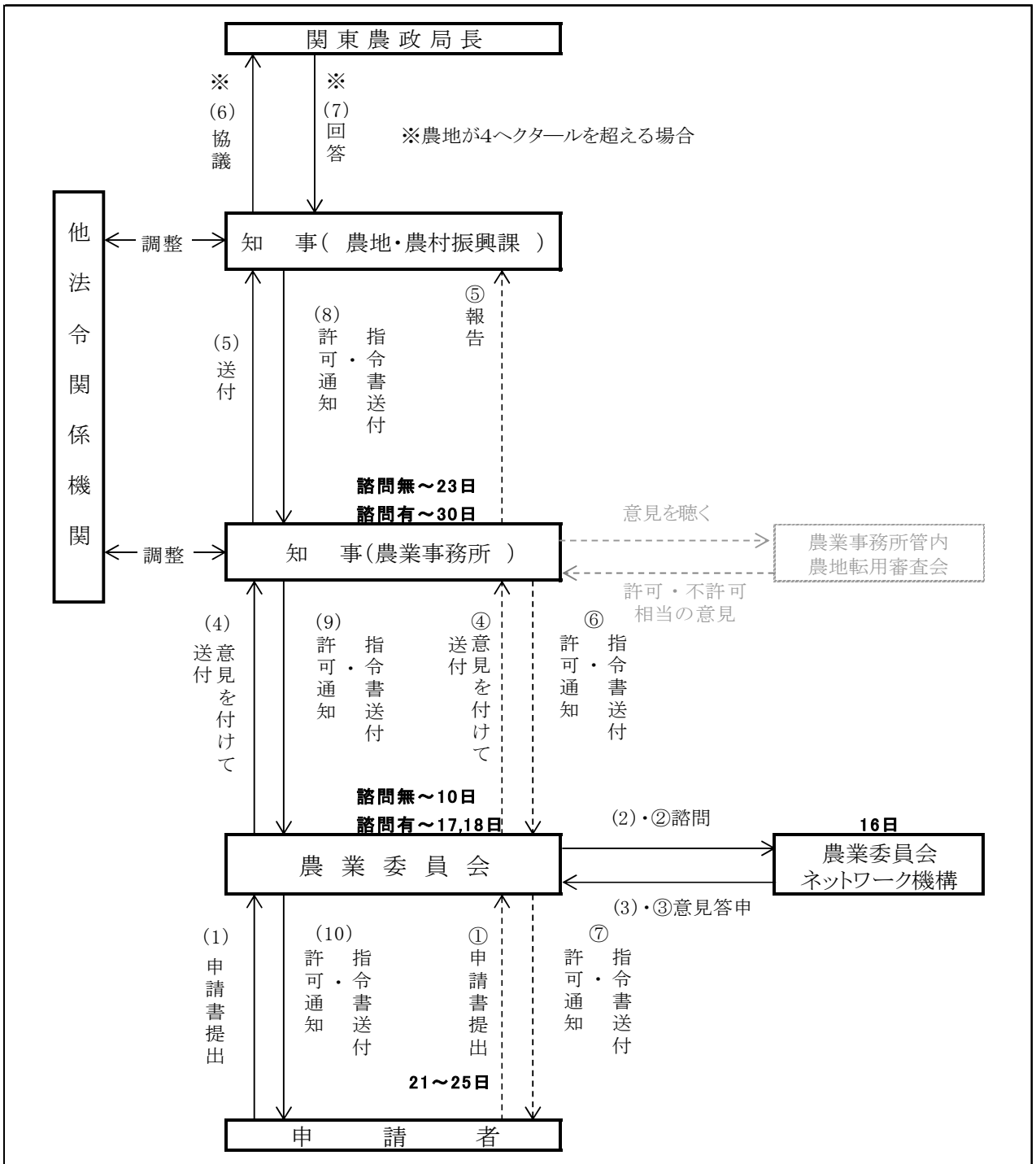

［注］　――― 2haを超える第4条・第5条申請

----- 2ha以下の第4条及び第5条申請

※ 4haを超える農地の転用の場合（地域整備法による場合を除く。）は，関東農政局長と協議する。

※ 知事が指令書を直接申請者に交付する場合，農業委員会に指令書の写しを送付する。

※ 農業委員会ネットワーク機構への諮問がなされるのは，転用面積が30a超の場合や，農業委員会が必要と認める場合。
図中の日付については，おおむねの目安である。

３．農地利用集積

本県では担い手への農地利用集積を進めるため，（公社）千葉県園芸協会を平成 26 年４月１日に農地中間管理機構として指定し，農地中間管理事業を推進するとともに，市町村が行う利用権設定等促進事業（利用権の設定・移転，所有権の移転を促進する事業）等で施策を進めた。

＜表２－３－（１）　耕地面積に占める担い手※の利用面積＞

年度	担い手の農地利用面積	担い手への農地集積率
令和４年度	35,503ha	29.2%
令和５年度	36,688ha	30.5%

（注）担い手とは，①認定農業者，②市町村基本構想水準到達者，③集落営農経営，④認定新規就農者のこと。

＜表２－３－（２）　農地中間管理機構による農用地等の借受・貸付面積の実績＞

年度	借受面積	貸付面積
令和４年度	1,662ha	1,844ha
令和５年度	1,241ha	1,563ha

＜表２－３－（３）　利用権設定等促進事業による利用権設定等面積＞　（単位：ha）

年　度	利用権設定面積	所有権移転面積	計	対前年度増減
平成 24 年度	13,810	2,164	15,974	984
平成 25 年度	14,628	2,301	16,929	955
平成 26 年度	15,259	2,382	17,641	712
平成 27 年度	16,570	2,519	19,089	1,448
平成 28 年度	18,078	2,603	20,681	1,592
平成 29 年度	18,722	2,666	21,388	707
平成 30 年度	19,064	2,738	21,802	414
令和元年度	19,027	2,796	21,823	21
令和２年度	21,162	2,779	23,941	2,118
令和３年度	22,781	3,026	25,807	1,866
令和４年度	23,403	3,153	26,556	749
令和５年度	24,516	3,240	27,756	1,200

（注）１　各年度３月末時点の面積
　　２　所有権移転面積は累計
　　３　四捨五入の関係で内訳と合計値は必ずしも一致しない場合がある。

＜表２－３－（４）　担い手への農地集積と農地中間管理機構の利用状況（令和５年度）＞

地域	市町村名	耕地面積(ha) ＊令和5年農林水産統計の耕地面積	担い手への農地集積の状況（令和6年3月末時点）		農地中間管理機構の利用状況			
					平成26年度～令和5年度の累計		令和5年度の実績	
			集積面積(ha)	集積率(%)	借入面積(ha)	転貸面積(ha)	借入面積(ha)	転貸面積(ha)
千葉	千葉市	3,530	616	17.5	184.0	172.1	35.5	35.3
	習志野市	62	17	27.4	0.5	0.5	0.1	0.1
	市原市	5,250	1,027	19.6	405.0	219.7	6.6	6.6
	八千代市	824	331	40.2	19.6	19.6	0.2	0.2
東葛飾	市川市	498	214	43.0				
	船橋市	1,130	449	39.7				
	松戸市	644	264	41.0				
	野田市	2,590	617	23.8	181.0	178.0	3.1	3.1
	柏市	2,550	836	32.8	227.0	223.8	8.8	8.8
	流山市	365	113	31.0				
	我孫子市	1,220	389	31.9	154.0	154.0	26.3	26.3
	鎌ケ谷市	403	65	16.0	0.1	0.1	0.1	0.1
印旛	成田市	6,420	2,696	42.0	948.7	936.6	268.5	272.4
	佐倉市	2,740	783	28.6	121.2	121.2	7.0	35.0
	四街道市	626	93	14.8	3.3	3.1		
	八街市	3,290	1,163	35.4	40.8	40.6	3.8	3.8
	印西市	4,110	401	9.8	78.8	78.8	4.1	6.4
	白井市	1,030	213	20.7	2.8	2.8		
	富里市	2,400	1,055	43.9	36.9	35.8		3.5
	酒々井町	500	75	15.0	3.3	3.0		
	栄町	1,410	478	33.9	527.0	507.0	5.5	43.0
香取	香取市	11,100	3,323	29.9	2,292.8	2,292.3	365.2	428.8
	神崎町	745	528	70.9	152.7	125.6	1.2	3.7
	多古町	3,130	662	21.2	54.7	52.0	2.9	5.2
	東庄町	1,880	1,014	54.0	59.2	58.6	3.4	3.4
海匝	銚子市	2,530	1,492	59.0	1.7	1.7	0.1	0.1
	旭市	6,260	3,833	61.2	277.4	276.6	9.9	18.7
	匝瑳市	5,030	1,853	36.8	288.0	287.6	49.5	67.9
山武	東金市	3,310	973	29.4	163.3	160.7	17.2	17.3
	山武市	5,580	1,857	33.3	479.2	472.0	77.3	79.0
	大網白里市	2,340	547	23.4	63.9	63.9	9.8	9.8
	九十九里町	889	230	25.9	39.7	39.5	5.1	5.1
	芝山町	1,470	273	18.6	17.5	16.6	1.8	1.8
	横芝光町	3,170	971	30.6	335.0	332.4	24.4	25.8
長生	茂原市	2,970	373	12.6	122.5	122.5	43.6	43.6
	一宮町	564	194	34.3	81.0	80.9	27.2	27.2
	睦沢町	775	315	40.6	98.0	97.9	1.4	2.8
	長生村	1,230	526	42.8	98.3	97.0	4.6	4.7
	白子町	1,280	507	39.6	106.2	106.2	1.6	2.6
	長柄町	835	75	9.0	1.8	1.8	0.3	0.3
	長南町	1,180	385	32.6	173.2	167.2	16.4	104.1
夷隅	勝浦市	878	71	8.1	106.7	0.9		
	いすみ市	3,320	1,156	34.8	401.2	329.1	8.2	23.9
	大多喜町	1,000	84	8.4	15.1	15.1	8.5	8.5
	御宿町	204	82	40.2	6.8	6.8		
安房	館山市	1,540	326	21.1	82.2	79.4	10.1	22.4
	鴨川市	2,080	628	30.2	96.8	78.6	0.1	0.1
	南房総市	3,260	655	20.1	304.9	301.0	43.9	73.1
	鋸南町	428	38	8.8	2.2	1.9	0.1	0.1
君津	木更津市	2,290	558	24.4	173.8	169.8	59.8	60.1
	君津市	3,010	516	17.1	263.7	260.0	56.9	58.0
	富津市	2,050	171	8.3	112.6	111.8	10.2	10.2
	袖ケ浦市	2,400	577	24.1	175.6	174.0	10.5	10.5
県合計		120,300	36,688	30.5	9,581.6	9,078.4	1,240.7	1,563.3

注1　四捨五入の関係で内訳と合計値は必ずしも一致しない。

注2　集積率は，耕地面積に占める担い手の農地利用集積面積の割合。